

令和元年度 第2回川西市PTAあり方検討会

日 時 令和元年9月16日(月・祝)
午前10時00分～
場 所 川西市役所
2階 202会議室

1. 開 会

2. 報 告

(1) 第1回川西市PTAあり方検討会の振り返りについて

3. 議 題

(1) 役員を選出について

(2) PTAの活動内容について

4. 次回の開催について

5. その他

第 1 回川西市 PTA あり方検討会の振り返りについて

●課題(1)～(3)については、何らかの形で単位 PTA に提示すべきである。

(1) 任意加入について

- ・任意加入について周知する。
(PTA の意義や活動内容、任意団体や入退会は任意であることを明記した PTA 規約を配布して、十分な説明を行う)
- ・加入意思の確認(加入届の提出)を行う。
 - ◎加入届に必要な事項
 - ・PTA の会員になることの意味確認
 - ・入会届の取扱い(保管や返却など)
 - ・個人情報(住所や連絡先など名簿作成に必要な事項)を収集することも可。ただし、その場合、個人情報は PTA 活動の目的にのみ使用することを明記する。
 - ・会費の引き落としなどの同意を求めることも可。
- ・退会の申し出があったときには退会届の提出を求める。

(2) 個人情報について

- ・単位 PTA ごとに、個人情報の取り扱い規定を定める。
 - ◎個人情報取り扱い規定に必要な事項
 - ・目的 ・責務 ・管理者、取扱者 ・収集方法
 - ・利用目的 ・管理 ・第三者提供への制限 ・情報開示等
- ・個人情報の収集は PTA が行うことが望ましい。
(第三者に提供する場合、同意を得る必要があるため)

(3) 会費の徴収について

- ◎PTA が直接徴収する場合
 - ・保護者に徴収金額や徴収方法を説明し、同意を得る。
 - ・保護者から引き落とし口座などの個人情報を得る。
- ◎学校徴収金と併せて徴収する場合
 - ・学校と業務の委任契約を締結する。
 - ・保護者に委任契約を締結していることを知らせる。
 - ・保護者に学校徴収金と一緒に引き落とすことの同意を得る。

●課題(4)の「役員の選出について」が課題(5)の「PTA の活動内容について」と連動してくると考えられるため、次回議論を進めていく。

役員の選出について

前回資料 6 「川西市の PTA 活動の主な課題（たたき台）」（抜粋）

(4) 役員の選出について

●くじ引きで役員を割り当てられたり、欠席しているのに役員を割り当てられる。

●病気や家庭の事情などの個人情報を開示しなければ免除されない。

（参考）現状の役員免除決定の方法や決定に当たり配慮している事項

- ・免除申請書提出時に診断書や母子手帳のコピーなどの添付を求めている。
- ・選考会に出席して免除理由を口頭で伝え、出席者の承認を得る。
- ・選考会で名を伏せて免除理由を読み上げ出席者の承認を得る。
- ・公表されたくない理由がある場合は事前に封書で届け、特定の者（会長、選考委員、校長、教頭など）で判断する。

※免除決定の方法や決定に当たり配慮している事項には単位 PTA の間差がある。

(1) 役員選出の手法

- ・立候補、推薦
- ・くじ引き

(2) 役員選出の留意点

- ・事前に選出の手法を明らかにしておく必要がある。

(3) 法的見解について

- ・役員免除理由が記載された役員免除の申請をしてもらうことは、法的に問題がない。
- ・くじ引きで役員を決めることは、法的に問題がない。

※くじ引きという手法を受け入れてくじ引きに参加した以上、「くじがあたったら役員になる」ことに同意していると解釈できる。

- ・欠席をしているにも関わらず、無理やり役員とすることは、法的に問題（選任されていることを受諾してもらう必要がある）がある。
- ・全員の前で病気や家庭の状況などを公開しなければ免除されないことは、法的に問題（「全員の前で公開しなければ役員をやらされる」という不当な内容を前提に、本人が「役員にならないために全員の前で公開」した場合は本人の同意があったとは解釈できない）がある。

川西市のPTA活動の現状

(1) PTA

PTAは戦後の物資が足りない1947年、「父母と先生の会」として始まり、児童生徒の健全な発達などを目的に活動している。60年代には学校給食の充実など、子どもの教育環境の向上を後押し、「荒れる学校」が社会問題となった80年代には、学校環境の健全化にも貢献してきた。

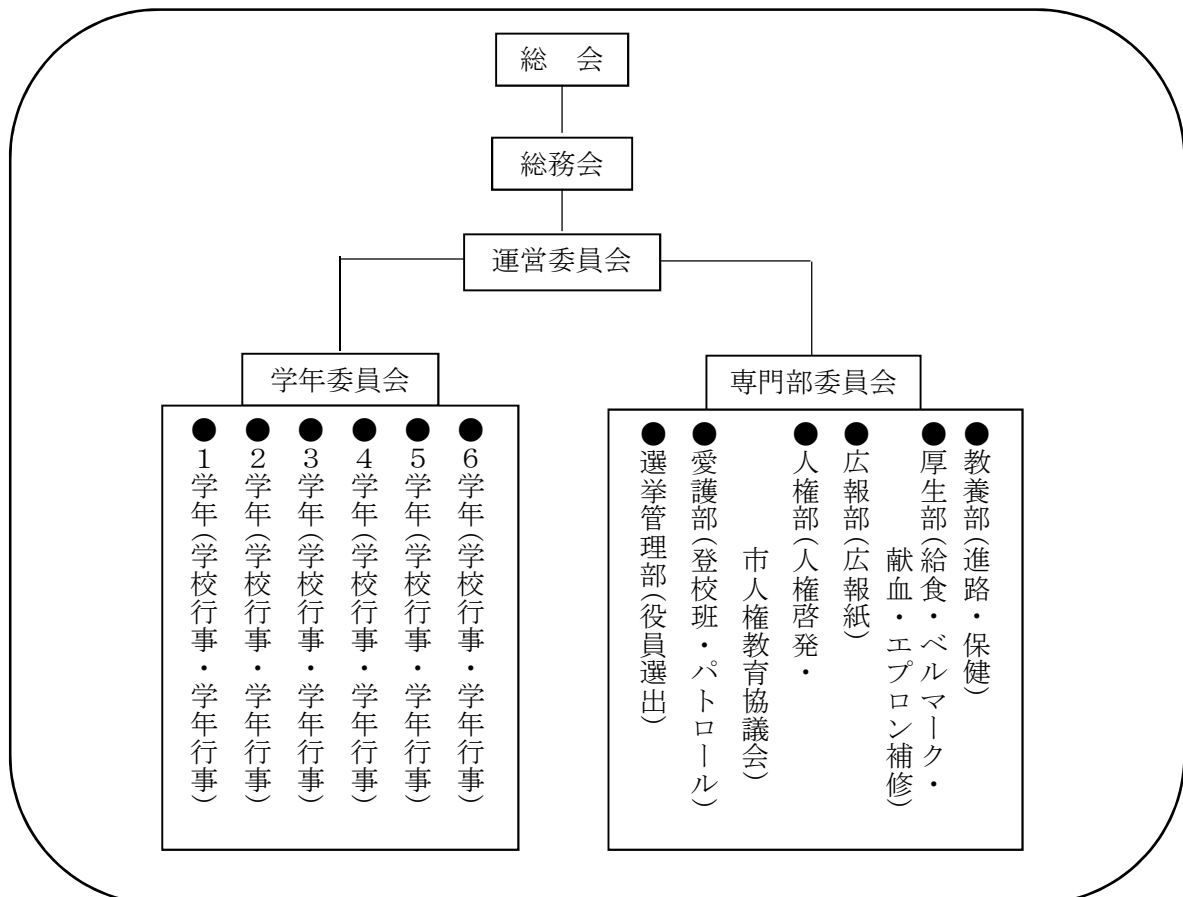
本市には、全ての小学校（16校）、中学校（7校）、特別支援学校（1校）にPTAがある。

また、PTA規約の中に「保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする」や「会員相互が協力して、生徒の心身の健全な発達を図るとともに、会員相互の親睦を深め教養を高めることを目的とする」などと明記し、子どもたちの生活環境や教育環境の改善、福祉の増進、健康・安全のために様々な活動を行っている。

このことにより、学校の教育環境が改善され、地域との連携も深めることができ、子どもたちが安全で充実した生活を送れるようになってきた。また、家庭教育の様々な課題への理解を深めることで保護者が子育てを安心して行えるようになってきた。

しかし、専業主婦や自営業の方がPTAの主な担い手であった時代から、女性の社会進出や核家族化など社会環境が変わっていく中で任意加入や個人情報、役員選出に関する問題など様々な課題が出てきている。

(2) 一般的な組織図と主な業務内容の例



川西市のPTA活動の主な課題（たたき台）

(1) 任意加入について

- PTAは任意の団体であり、その入退会は会員の意思で決められるものであるが、意思確認や任意加入であることの説明を受けず、子どもの入学と同時に保護者が会員となっている。

(参考)

- ・「任意団体である」ことを規約等に明記しているのは 19校
- ・「加入は任意である」ことを明記しているのは 3校
- ・「加入届・加入登録」を提出してもらっているのは 3校

(2) 個人情報について

- 多くの単位PTAが個人情報取扱の規定等を定めている(20校)が、個人情報がどのように収集・活用されているのか知らない。

(3) 会費の徴収について

- 同意を得ずに学校徴収金と一緒に引き落としを行っている。
- 学校とPTAの間で引き落とし業務の委託契約をしていない。

(4) 役員を選出について

- くじ引きで役員を割り当てられたり、欠席しているのに役員を割り当てられる。
- 病気や家庭の事情などの個人情報を公開しなければ免除されない。

(参考) 現状の役員免除決定の方法や決定に当たり配慮している事項

- ・免除申請書提出時に診断書や母子手帳のコピーなどの添付を求めている。
- ・選考会に出席して免除理由を口頭で伝え、出席者の承認を得る。
- ・選考会で名を伏せて免除理由を読み上げ出席者の承認を得る。
- ・公表されたくない理由がある場合は事前に封書で届け、特定の者(会長、選考委員、校長、教頭など)で判断する。

※免除決定の方法や決定に当たり配慮している事項には単位PTAの間で差がある。

(5) 活動内容について

- 前例踏襲で内容の見直しがされていない。
- 多くのPTA活動が平日の昼間に行われるなど、働いている保護者が参加しにくい。
- PTA活動の内容が多岐に渡り、活動日も多く、また活動範囲も広いため、負担になっている。

(6) その他

- PTA未加入者の子どもが増えてきた時には教育的配慮を行う必要がある。